

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条第3項の規定に基づき、本協議会役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第24条の規定に基づき社員総会の決議によって選任された役員のうち、定款第2条に規定する主たる事務所に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤以外の役員である者をいう。
- (4) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号に定める報酬、賞与（特別手当）その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（退任慰労金）であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本協議会の役員は、定款第29条の規定に基づき無報酬とする。ただし、常勤役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 本協議会の常勤役員は、専務理事及び常務理事とすることができる。

3 常勤役員報酬は年額とし、この総額を月額並びに毎年6月及び12月の賞与（特別手当）に分割して支払うことができる。

4 常勤役員退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職手当（退任慰労金）を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協議会の常勤役員報酬額は、毎年度末までに開催する理事会で議決される「収支予算書」中の事業活動支出及び管理費支出の「役員報酬支出」額の合計額を原資とし、別表に定める年俸の範囲内で社員総会の承認を得て、決めるものとする。

2 常勤役員に対する退職手当（退任慰労金）は、原則、社員総会が別に定める「退任慰労金支給規程」に示した算式により算出された額とする。

3 退職手当（退任慰労金）は、常勤役員として円満に勤務し、かつ、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、理事会が別に定める本協議会職員給与規程及び給与規程実施細則の定めるところによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 定款第29条第2項に規定する費用は、原則、不動産公正取引協議会連合会の総会、理事会その他これらに類する会議への出席旅費とし、理事会が別に定める旅費支給規程の定めるところにより支給するものとする。

(公表)

第9条 本協議会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給基準として公表するものである。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日（公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の設立の登記の日）から施行する。

別表

常勤役員の報酬年額	800万円以上1,400万円以内
-----------	------------------